

平成29年6月19日

学部生・大学院生 各位

工芸科学部長  
大学院工芸科学研究科長

### インターンシップに関する重要なお知らせ（Q U Oカード支給制度発足）

#### 【はじめに】

インターンシップ（就業体験）は、大学における学修と社会での経験を結びつけることで、皆さんの大学における学修の深化や新たな学習意欲の喚起につながります。同時に、皆さんが自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られる有益な取組といえます。また、インターンシップは、体系化された知識を理解し学修する能力だけでなく、仕事を通じて暗黙知から学修する能力を身に付けることで、就職後も成長し続けられる人材の育成につながります。

近年の社会状況を見ると、大学や産業の国際競争力強化の観点から、大学には次代を支える人材育成のために大きな役割を果たすことが期待されています。これらのことを受け本学では、国際的に活躍できる理工科系高度専門技術者（TECH LEADER）となりうる人材養成をディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに明記しています。

ついては、課題発見・探求能力、実行力といった「社会人基礎力」や「基礎的・汎用的能力」など社会人として必要な能力を涵養し、産業や社会についての実践的な知見を深める機会であるインターンシップを推進するため、奨励金の支給制度を発足しました。皆さんが、この制度を活用して、積極的に多くのインターンシップに参加されることを期待します。

#### 【学生情報ポータル各種申請機能による届出】

インターンシップに参加する場合は、インターンシップの実施日数、参加回数を問わず、学生情報ポータルからの届出が必要です。

➤ 学生情報ポータル>学務課HP>マイページ>各種申請>インターンシップ届出

#### 【学生情報ポータルからの届出が不要のインターンシップ】

なお、次のインターンシップは、受講登録や別途申請を行っているため、学生情報ポータルからの届出は必要ありません。

- 授業科目の中に取り込まれているインターンシップ（受講登録対象の授業科目）  
例：学部科目⇒「産学連携ものづくり実践」「地域課題導入セミナー」「教育実習Ⅰ、Ⅱ」など  
大学院科目⇒「実践プロセスデザインⅡ」「建築設計実務実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」など
- K I T グローバル人材育成プログラム、グローバルインターンシップ（国際課に申請するもの）

#### 【傷害・損害賠償責任の加入】

インターンシップに参加する場合は、インターンシップ中のケガや損害賠償に備えて、傷害と損害賠償責任の両方の保険に必ず事前に加入している必要があります。代表的な保

険は次のとおりです。

- ①「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」
- ②インターシップ実施企業が斡旋し、加入を求める保険
- ③大学生協の「生命共済」及び「学生賠償責任保険」

また、加入している保険について、補償の要件、補償範囲、補償額が参加するインターシップで求められている保険に適っているかを確認する必要があります。なお、①の保険で保険金を請求する場合には、インターシップ参加前に学生情報ポータルによる届出\*をしていたことが条件になっています。

(\*「授業科目の中に取り込まれているインターンシップ(受講登録対象の授業科目)」については受講登録を、「KITグローバル人材育成プログラム、グローバルインターンシップ(国際課に申請するもの)」については国際課への申請を、それぞれ上記届出として取扱います。)

### 【インセンティブ】

平成29年度からインターシップに参加・終了し、学生情報ポータルによる届出を完了した場合、希望者には1回のインターンシップにつき「QUOカード1,000円分」1枚を支給します。(支給は1人2回まで)

また、皆さんのインターンシップ先が、本学の産学連携協力会の加盟企業であった場合、更にもう一枚1,000円分のQUOカードを支給します。

(例えば、インターシップを2回(社)行い、そのうち一社が産学連携協力会の加盟企業である場合、QUOカード1,000円分を3枚支給、二社とも産学連携協力会の加盟企業である場合、QUOカード1,000円分を4枚支給します。なお、学生情報ポータルからの届出を必要としない「授業科目の中に取り込まれているインターンシップ(受講登録対象の授業科目)」と「グローバルインターンシップ(国際課に申請するもの)」は、QUOカード支給の対象外になります。)

現時点での産学連携協力会の加盟企業は、研究戦略推進本部産学公連携室のホームページで確認することができます。

<http://www.liaison.kit.ac.jp/liaison/meeting/member/>

申請手続きは、次のとおりです。

手続きに必要なもの

- ・学生情報ポータルのシステムから出力された「インターシップ実習成果報告書」
- ・「インターンシップ修了が確認できる資料(例:修了証)」
- ・「学生証」

受付場所 学生サービス課就職支援係

申請の期限、受付時間は、別途お知らせします。

以上